利益の処分に関する書類（案）

（単位：千円）

Ⅰ　当期未処分利益			2,274,355
当期総利益		2,274,355	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		2,099,014	
国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究診療及び組織運営等積立金	175,341	175,341	2,274,355

国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成23年４月１日～平成24年３月31日）

（単位：千円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	42,566,995		
一般管理費	1,404,889		
財務費用	555,832		
雑損	16,913		
臨時損失	26,958	44,571,588	
⑵　（控除）			
授業料収益	△ 5,340,371		
入学金収益	△ 863,203		
検定料収益	△ 203,885		
附属病院収益	△ 20,452,739		
受託研究等収益	△ 1,844,227		
受託事業等収益	△ 333,522		
寄附金収益	△ 743,080		
資産見返運営費交付金等戻入（授業料分のみ）	△ 472,360		
資産見返寄附金戻入	△ 360,037		
財務収益	△ 13,389		
雑益	△ 577,733		
資産見返寄附金戻入（臨時利益）	△ 4,745	△ 31,209,298	
業務費用合計			13,362,290
Ⅱ　損益外減価償却相当額			2,708,750
Ⅲ　損益外減損損失相当額			2,876
Ⅳ　損益外利息費用相当額			635
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			4,201
Ⅵ　引当外賞与増加見積額		△	83,524
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額		△	78,079
Ⅷ　機会費用			
国有財産無償使用の機会費用	28,454		
政府出資等の機会費用	437,380		465,835
Ⅸ　国立大学法人業務実施コスト			16,382,984

㈱　Ⅶ　引当外退職給付増加見積額のうち、国又は地方公共団体からの出向職員（期末現在77名）に係る引当外退職給付増加見積額が82,548千円含まれています。

（重要な会計方針）

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用している。

退職一時金に充当される運営費交付金……費用進行基準

文部科学省が指定する特別教育研究経費……文部科学省が指定する業務達成基準又は費用進行基準

特殊要因経費に充当される運営費交付金……文部科学省が指定する業務達成基準又は費用進行基準

学内プロジェクトに充当される運営費交付金…業務達成基準

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建　　物　10～50年

工具器具備品　２～８年

ただし、受託研究費収入により取得した償却資産については、受託研究期間を耐用年数としている。また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．引当金等の計上基準

⑴　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

教職員の退職給付に充てるため、運営費交付金により財源措置がされていない教職員に係る退職一時金について、当該事業年度末における自己都合要支給額を計上している。

上記以外の教職員に係る退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされているため、退職給付に係る引当金は計上していない。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第86第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。